

会 議 録

会議名称	第2回大空町民自治推進委員会	
開催日時	令和3年1月27日（水）	13時25分から 14時20分まで
開催場所	東藻琴総合支所2階委員会室	
出席者の氏名	大空町民自治推進委員会出席者氏名（敬称略） 岩原 繁、坂本一光、河西美香、川野久美、伊勢谷浩一、佐藤有紗、 佐野 颯 塚原総務課参事、土田総務課企画グループ主幹	
実施内容	自治基本条例の運用状況の検証について 条例見直しの必要性について 見直しする条文の確定及び素案の協議について	
会議資料の名称	資料No.1 大空町自治基本条例の運用状況に関する検証結果報告書 （案） 資料No.2 大空町自治基本条例見直し（案）	
審議内容及び結果	<p>【審議内容】</p> <p>1 開会</p> <p>◆今後のスケジュールの確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月27日 第2回大空町民自治推進委員会 <p>⇒説明を踏まえ、2/5（金）までに意見等があれば出してもらおう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年 2月 庁議説明 ・令和3年 3月 第3回大空町民自治推進委員会 ・令和3年 4月 パブリックコメントの実施 ・令和3年 5月 議会常任委員会説明 ・令和3年 6月 議会定例会へ改正案の提出 <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）自治基本条例の運用状況の検証について （2）条例見直しの必要性について <p>◆条例の運用状況の調査及び検証について報告</p> <p>◆会議録のHP公開をしていなかった分が22件あったが、現在は</p>	

公開している。

◆改善すべき点として、①審議会等の会議開催の情報を事前に確実に
行うこと、②審議結果や開示できる情報はHPに掲載すること、
③パブコメに寄せられる意見は少数であるので、審議会等と併用し
て効果的な組み合わせを検討すること、④公募委員が少ない状況で
あり、積極的に公募対象とすること、が挙げられるが、全体として
は条例に基づいた運用が行われている。

◆①②については周知徹底を図ることとし、③④については参加の
手法や機会を増やしても期待される効果は表れにくいと考察したと
ころである。

◆運用状況に基づいた見直しは行わず、文言の言い方の整理等によ
る見直しを行うこととする。

事務局) 会議は原則として、会議終了後の会議録について、原則H
Pに掲載すると、一部個人情報が入っているものは例外だが、ル
ールがある。条例制定してから8年が経ち、職員の中でも新しく
担当になったとか、次第に意識が薄くなってしまい、本来掲載し
なければならない22件の会議録があったことが判明した。判明
次第、会議録はHPに掲載したところである。事務局としても、
漫然と条例の運用をしてきたと、本来であれば所管課に働きかけ
をしなければならないところがあった。大変重く受け止めている。
申し訳ありませんでした。条文の主旨や中身を運用する役場職員
がわかっていないと全く意味がないので、今まで以上に周知徹底
をしていきたい。

⇒議事(1)(2)について、各委員了承

(3) 見直しする条文の確定及び素案の協議について

◆文言の言い方、誤り等の整理、解釈の仕方、「町民」と「住民」の
使い分け、民法改正による修正等による条文の見直しについて説明

◆その他条文の見直しに係る意見があった中で、①「町民」の範囲
について、②「法令の解釈及び運用に当たりこの条例との整合を図
る」部分について協議

委員長) まず一つに、「町民」と「住民」の使い分けを明確にしたこ
と、文言の整理など、今の段階で何か質問があれば受けてたい。

委員) 危機管理の条文で「災害等」とあるが、コロナについて、法的には特措法で整備されているが、ここでいう「災害等」には感染症が入っているのかどうか、今の時期なので、コロナ対策について考えたというのがどこかに出せたらいいなと思う。

委員長) 「災害等」、いろいろな災害があるということで「等」としていると思うが、委員おっしゃるとおり、今の時期なので、一度考えていただければと思う。

事務局) 当然「災害等」の中には感染症は入ってるという認識である。

委員) 国では法律があるが、災害という認識がなかった。

事務局) 法律の条文の作り方などを見ながら内部で整理させていただく。

委員長) 条例の条文の中に特定の文言を入れるのが妥当かどうかも含めて協議いただければと思う。

委員) 町民参加条例や住民投票条例、制定しているところがあるが、どう整理すべきか。

事務局) 町民参加条例について、条例ではないが、パブコメの手法などを定めた要綱があり、また住民投票条例については、定めはなく常設のものはないが、合併とかの事案が発生した時に、町民の信を問うために条例が必要だということであれば、対応することとしている。

⇒議事(3)について、各委員了承

4 その他

事務局) スケジュール説明の際にお願いしたが、本日の説明を踏まえ、条例見直し案について、ご意見等があれば、2/5(金)までに出してほしい。次回委員会は3月下旬を予定したいので、改めてスケジュール確認をさせていただく。

5 閉会

14時20分終了